



山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外(25)

目 次

規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課) ... 1

訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....(同) ...同

規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第37号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号イ中「第39条第1項、第2項及び第3項」を「第39条第1項及び第2項」に改め、同条第3号中八を二とし、口を八とし、イを口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 第5条の規定による確認に関すること

第15条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表受任者の欄中「高等技術専門校長、職業能力開発専門校長」を「山形職業能力開発専門校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(課内室の室長以外の室長を含む。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「(所属職員の人事、給与及び服務(旅行命令及び復命に関することを除く。))に関する事並びに物品の管理に関する事並びに予算の執行に関連のあることを除く。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) 人事、給与及び服務に関すること(旅行命令及び復命に関すること並びに時間外勤務命令及び休日勤務命令に関するものうち室長等以外の所属職員に係るものを除く。)
- (2) 物品の管理に関すること。
- (3) 予算の執行に関連のあること。

第7条第1項中「次項」を「第3項」に改め、同条第2項中「室長等」を「課内室の室長」に改め、「又は業務名を冠する主幹補佐(以下「室長補佐等」という。)を置く課にあつては室長補佐等が、室長補佐等を置かない課にあつては課長補佐」を削り、同条第3項中「課長補佐にも事故があるときは、技術については技術補佐」を「業務名を冠する主幹の専決事務については、課長、室長等ともに事故があるときは、課長補佐(課内室に置く業務名を冠する主幹の専決事務にあつては室長補佐)」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定によつて代決を得ることができないときは、専門員が担当する事務については専門員がその事務を代決する。

第12条第2項中「(室を含む。)」を削る。

別表第1人事・服務の項第1項副知事専決事項の欄中「並びに次長及びこれに相当する職にある職員(以下「次長等」という。)」を削り、同項部長専決事項の欄中「課長及び」を「次長及び」に改め、「出納局工事検査室検査主幹を除く。」を削り、「課長等」を「次長等」に、「専門委員」を「課長」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄中「並びに部長、医療監(庄内総合支庁の医療監に限る。))及び農林技監(以下「部長等」という。))」を「及び部長」に改め、同項総合支庁部長専決事項の欄中「(庄内総合支庁の医療監を除く。))」を「農林技監」に改め、同表人事・服務の項第2項副知事専決事項の欄中「及び次長等」を削り、同項部長専決事項の欄中「課長等」を「次長等及び課長」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄中「部長等」を「部長」に改め、同表人事・服務の項第5項副知事専決事項の欄中「及び次長等」を削り、同項部長専決事項の欄中「課長等」を「次長等及び課長」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄中「部長等」を「部長」に改め、同表人事・服務の項第7項副知事専決事項の欄中「及び次長等」を削り、同項部長専決事項の欄中「課長等」を「次長等及び課長」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄中「部長等」を「部長」に改め、同表人事・服務の項第8項副知事専決事項の欄中「及び次長等」を削り、同項部長専決事項の欄中「課長等」を「次長等及び課長」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄中「部長等」を「部長」に改め、同表人事・服務の項第9項副知事専決事項の欄中「及び次長等」を削り、同項部長専決事項の欄中「課長等」を「次長等及び課長」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄中「部長等」を「部長」に改め、同表人事・服務の項第11項副知事専決事項の欄中「及び次長等」を削り、同項部長専決事項の欄中「課長等」を「次長等及び課長」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄中「部長等」を「部長」に改め、同表の備考第1項の表中「庄内総合支庁の各課を除く」を「村山総合支庁及び置賜総合支庁の各課に限る」に改め、「(庄内総合支庁を除く。))」を削り、同備考第4項中「及び室」を削り、「事務」を「事務(土木部各課(建設企画課を除く。))に係る財務の項第15項に掲げる事務を除く。))」に改め、同項の表中「(財務の項第15項に掲げる事務を除く。))」を削り、土木部建設業調整室の項を削り、

「出納局各課室」を「出納局各課」に、「庄内総合支庁を除く」を「村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る」に、「庄内総合支庁に」を「最上総合支庁及び庄内総合支庁に」に改め、同備考第5項の表中「庄内総合支庁の各課を除く」を「村山総合支庁及び置賜総合支庁の各課に限る」に改め、「(庄内総合支庁を除く。))」を削る。

別表第2 総務部の項市町村課の項地方自治法に関すること。の項部長専決事項の欄第1項を削り、同表文化環境

部の項中「学事振興課」を「学術振興課」に改め、環境企画課の項を削り、同部の項環境保護課の項中

「 自然公園法に 関すること。		1 第7条第4 項の規定によ る国定公園の 公園事業の決 定に関するこ と。	
-----------------------	--	---	--

を

「 温泉法に關する こと。		1 第3条第1 項の規定によ る許可に關す ること。	
		2 第9条第1 項の規定によ る許可に關す ること。	
自然公園法に關 すること。		1 第7条第4 項の規定によ る国定公園の 公園事業の決 定に関するこ と。	

に改め、同表健康福祉部の項児童家庭

課の項山形県心身障害者扶養共済制度条例に關すること。の項を削り、同部の項障害福祉課の項中

		2 第63条第2 項の規定によ る身体障害者 更生援護施設 及び知的障害 者援護施設の 建物その他の 設備の規模等 の変更の許可 に關すること。	
--	--	---	--

を

		2 第63条第2 項の規定によ る許可に關す ること。	
山形県心身障害 者扶養共済制度 条例に關するこ と。		1 第8条第3 項の規定によ る免除に關す ること。	

に改め、同表農林水産部の項生産流通

課の項公有水面埋立法に關すること(漁港区域に係るものに限る。)の項部長専決事項の欄第1項を次のように改める。

1 第47条第1項の規定による認可の申請に關すること。

別表第2農林水産部の項生産流通課の項公有水面埋立法に關すること(漁港区域に係るものに限る。)の項部長専決事項の欄第2項から第11項までを削り、同課の項漁業法に關すること。の項副知事専決事項の欄第2項中「第67条第5項」を「第67条第4項」に、「海区漁業調整委員会等」を「内水面漁場管理委員会」に改め、同欄第3項中「第100条(第132条において準用する場合を含む。)」を「第132条において準用する第100条」に改め、同課の項漁

業法に関すること。の項部長専決事項の欄第7項中「聴取」を「聴取(内水面に係るものに限る。)」に改め、同欄第8項を次のように改める。

8 第67条第9項の規定による催告及び同条第11項の規定による命令(内水面に係るものに限る。)に関すること。

別表第2 出納局の項経理課の項中「(病院事業会計に係るものを除く。)」を削り、同部の項中

「

工事検査室

」を「

工事検査課

」に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課の項中

「

	2 日々雇用職員の任免に関すること。		
--	--------------------	--	--

」を
「

	2 日々雇用職員の任免に関すること。		
服務に関すること。			1 職員証の作成及び交付に関すること。

」に改め、同部の項企画振興課の項地方

自治法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

4 第295条の規定による財産区議会条例の設定に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 第34条の5の規定による命令(障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業に係るものを除く。)に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第1項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

1 第21条の10第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定に関すること。

2 第21条の20の規定による届出の受理に関すること。

3 第34条の3第1項から第3項までの規定による届出の受理(障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業に係るものを除く。)に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉課の項身体障害者福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

4 第40条の規定による命令に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉課の項身体障害者福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項を次のように改める。

1 第17条の4第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉課の項身体障害者福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の5項を加える。

2 第17条の10第1項の規定による指定身体障害者更生施設等の指定に関すること。

3 第17条の20の規定による届出の受理に関すること。

4 第17条の27の規定による届出の受理に関すること。

5 第17条の29の規定による届出の受理に関すること。

6 第26条第1項から第3項までの規定による届出の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉課の項社会福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「軽費老人ホームの設置の」を削り、「受理」を「受理(軽費老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設に係るものに限る。)」に改め、同欄第3項中「軽費老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の設置変更の」を削り、「受理」を「受理(軽費老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設に係るものに限る。)」に改め、同欄第4項中「軽費老人ホームの廃止の」を削り、「受理」を「受理(軽費老

人ホーム、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設に係るものに限る。)に改め、同課の項知的障害者福祉法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第20条第1項」を「第20条第1項及び第2項」に改め、「知的障害者居宅生活支援事業等に係る変更の」を削り、同項を同欄第7項とし、同項の前に次の6項を加える。

- 1 第15条の5第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定に関する事。
- 2 第15条の11第1項の規定による指定知的障害者更生施設等の指定に関する事。
- 3 第15条の20の規定による届出の受理に関する事。
- 4 第15条の27の規定による届出の受理に関する事。
- 5 第15条の29の規定による届出の受理に関する事。
- 6 第18条の規定による届出の受理に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項山形県福祉のまちづくり条例に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項中「(建築物に限る。)」を削り、同部の項環境課の項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同課の項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とし、第10項から第14項までを2項ずつ繰り上げ、同課の項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消し等」を「命令」に改め、同欄第3項中「第15条の3」を「第15条の3第1項及び第2項」に、「産業廃棄物処理施設の許可の取消し等」を「許可の取消し」に改め、同項を同欄第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 4 第14条の3の2第1項及び第2項(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し(県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。)に関する事。
- 5 第15条の2の6の規定による命令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。)に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄第2項中「産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可の取消し等」を「命令」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第9条の2の2第1項及び第2項の規定による許可の取消し(最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。)に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

- 7 第19条の8の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等(当該支障の範囲が所管区域を越える範囲に及んでいる場合及び当該支障が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に係るものである場合を除く。)に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改め、同欄第7項及び第9項中「同条第4項」を「同条第6項」に改め、同欄第12項中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同欄中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同欄第13項中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同項を同欄第14項とし、同欄第12項の次に次の1項を加える。

- 13 第15条の2の4の規定による届出の受理(最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。)に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関する事(県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。)。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

- 3 第12条の7第5項の規定による届出の受理(最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。)に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項中

			<p>9 第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。</p>
--	--	--	---

を

			9 第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。			1 第42条第2項の規定による報告の徴収に関すること。
			2 第43条第1項の規定による立入検査に関すること。

に、

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則に関すること。		1 第5条の規定による事業場の変更の届出の受理に関すること。	
---	--	--------------------------------	--

を

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則に関すること。		1 第5条の規定による届出の受理に関すること。	
使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。	1 第51条第1項の規定による登録の取消し及び命令に関すること。	1 第19条の規定による指導及び助言に関すること。	
	2 第58条第1項の規定による登録の取消し及び命令に関すること。	2 第20条第1項及び第2項の規定による勧告に関すること。	
	3 第66条第1項(第72条において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し及び命令に関すること。	3 第20条第3項の規定による命令に関すること。	
		4 第42条第1項の規定による登録に関すること。	

	5 第42条第2項の規定による登録の更新に関すること。	
	6 第46条第1項の規定による届出の受理に関すること。	
	7 第47条(第59条において準用する場合を含む。)の規定による登録簿の閲覧に関すること。	
	8 第48条(第59条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。	
	9 第49条(第59条において準用する場合を含む。)の規定による登録の抹消に関すること。	
	10 第53条の規定による登録に関すること。	
	11 第57条第1項の規定による届出の受理に関すること。	
	12 第60条第1項の規定による許可に関すること。	
	13 第60条第2項の規定による許可の更新に関すること。	
	14 第63条第1項の規定による届出の受理に関すること。	

に改め、同部の項生活衛生課(最上総

	15 第64条(第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。	
	16 第67条第1項の規定による許可に関すること。	
	17 第67条第2項の規定による許可の更新に関すること。	
	18 第70条第1項の規定による許可に関すること。	
	19 第71条第1項の規定による届出の受理に関すること。	
	20 第90条第1項の規定による勧告に関すること。	
	21 第90条第3項の規定による命令に関すること。	
	22 第130条第1項及び第2項の規定による報告の徴収に関すること。	
	23 第131条第1項の規定による立入検査に関すること。	

合支庁にあつては保健企画課)の項中

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること。	1 第12条の2の規定による事業の登録に関すること。	
------------------------------	----------------------------	--

を

調理師法に関する こと(住所 地が県外に ある者に 係るもの を除く。)			1 第3条第1 項の規定に よる調理師 の免許に関 すること。
			2 第5条第1 項の規定に よる調理師 名簿に関す ること。
			3 第5条第3 項の規定に よる調理師 免許証の交 付に関す ること。
調理師法施行 令に関する こと(住所 地が県外に ある者に 係るもの を除く。)			1 第13条第1 項の規定に よる免許証 の書換交付 に関す ること。
			2 第14条第1 項の規定に よる免許証 の再交付に 関す ること。
建築物にお ける衛 生的環境 の確保に 関する法 律に関す ること。		1 第12条の2 の規定に よる登録 に関す ること。	

に改め、同部の項地域保健予防課の項

精神保健及 び精神障 害者福祉 に関する 法律に関 すること。	1 第50条第3 項の規定に よる施設の 設置に係 る事項の 変更の届 出の受理 に関す ること。	1 第23条の 規定に よる申請 の受理に 関す ること。	1 第27条の 規定に よる指定 医の診察 等に関 すること。
--	---	--	--

を

栄養士法に 関すること (住所 地が県外 にある者 に係る ものを 除く。)			1 第2条第1 項の規定に よる栄養士 の免許に 関す ること。
			2 第3条の2 第1項の 規定に よる栄養 士名簿に 関す ること。

			3 第4条第2項の規定による栄養士免許証の交付に関すること。
栄養士法施行令に関すること (住所地在外にある者に係るものを除く。)			1 第5条第1項の規定による栄養士免許証の書換え交付に関すること。
			2 第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付に関すること。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。	1 第50条第3項の規定による届出の受理に関すること。	1 第23条の規定による申請の受理に関すること。	1 第27条の規定による指定医の診察等に関すること。

に、

4 第50条の3第2項の規定による事業の実施に係る事項の変更の届出の受理に関すること。	4 第25条の2の規定による通報の受理に関すること。	
---	----------------------------	--

を

4 第50条の3第1項から第3項までの規定による届出の受理に関すること。	4 第25条の2の規定による通報の受理に関すること。	
--------------------------------------	----------------------------	--

に改め、同表産業経済部の項中「(最

上総合支庁にあつては産業経済総務課)」を削り、同部の項農業振興課の項農業災害補償法に関すること。の項及び農業災害補償法施行令に関すること。の項を次のように改める。

農業災害補償法に関すること (農業共済組合に係るものにあつては、主たる事務所が所管区域内にある農業共済組合に係るものに限る。)	1 第42条において準用する民法第56条の規定による仮理事の選任に関すること。	1 第43条第2項の規定による認可に関すること。	1 第43条第3項、第46条第3項及び第85条の10第2項において準用する第26条第2項の規定による証明に関すること。
--	---	--------------------------	---

	2 第46条第2項の規定による認可に関すること。	2 第43条第4項の規定による届出の受理に関すること。	
	3 第142条の5第2項の規定による命令に関すること。	3 第85条の4第5項の規定による認定に関すること。	
		4 第85条の10第1項の規定による認可に関すること。	
		5 第87条の2第4項の規定による認可に関すること。	
農業災害補償法施行令に関すること(農業共済組合に係るものにあつては、主たる事務所が所管区域内にある農業共済組合に係るものに限る。)		1 第2条の4第1項の規定による承認に関すること。	1 第2条の4第2項及び第4項の規定による報告の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項中

			4 第6条の規定による家畜商免許証の再交付に関すること。
--	--	--	------------------------------

を

			4 第6条の規定による家畜商免許証の再交付に関すること。
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に関すること。	1 第19条の9第1項の規定による指示に関すること。	1 第20条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	

に改め、同課の項自作農維持資金融通

法に関すること。の項を次のように改める。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に関すること。			1 第50条第2項から第4項までの規定による届出の受理に関すること。
-------------------------------	--	--	------------------------------------

別表第3 産業経済部の項水産課の項中

水産業協同組合法に関すること。	1 第43条第1項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による仮理事の選任等に関すること。	1 第11条の4第1項及び第3項(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業規程の認可等に関すること。	1 第17条の2第3項(第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
-----------------	--	--	--

を

公有水面埋立法に関すること(漁港区域に係るものに限る。)		1 第2条第1項の規定による公有水面埋立の免許に関すること(第47条第1項の規定による認可の申請を除く。)	
		2 第13条の2第1項の規定による許可に関すること。	
		3 第14条第1項の規定による許可に関すること。	
		4 第16条第1項の規定による許可に関すること。	
		5 第22条第1項の規定による竣功認可に関すること。	

		6 第23条第1項ただし書の規定による許可に関する事 こと。	
		7 第27条第1項の規定による許可に関する事 こと。	
		8 第27条第3項の規定による協議に関する事 こと。	
		9 第30条の規定による命令に関する事 こと。	
		10 第31条の規定による命令に関する事 こと。	
		11 第33条の規定による事実更正等の措置に関する事 こと。	
		12 第35条の規定による原状回復義務の免除等に関する事 こと。	
水産業協同組合法に関する事 こと。	1 第43条第1項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による仮理事の選任等に関する事 こと。	1 第11条の4第1項及び第3項(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業規程の認可等に関する事 こと。	1 第17条の2第3項(第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事 こと。

に改め、同課の項漁業法に関する事
こと。

の項総合支庁長専決事項の欄中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 第67条第4項の規定による海区漁業調整委員会の指示の取消しに関する事
こと。

8 第100条の規定による委員の解任に関する事
こと。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁業法に関する事
こと。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の3項を加える。

1 第65条第7項の規定による意見の聴取(海面に係るものに限る。)に関する事
こと。

2 第67条第9項の規定による催告(海面に係るものに限る。)に関する事
こと。

3 第67条第11項の規定による命令(海面に係るものに限る。)に関する事
こと。

別表第3産業経済部の項水産課の項山形県内水面漁業調整規則に関する事
こと。の項総合支庁課長専決事項の欄中

第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

- 4 第32条第1項の規定による許可(種卵確保のために実施するさけの採捕に係るものを除く。)に関する事
- 5 第32条第5項の規定による報告の受理に関する事
- 6 第32条第7項の規定による許可に関する事

別表第3 産業経済部の項水産課の項山形県海面漁業調整規則に関する事。の項を次のように改める。

山形県海面漁業調整規則に関する事。	1 第30条第1項の規定による許可又は認可の取消しに関する事。	1 第7条の規定による許可に関する事。
	2 第31条第1項の規定による許可の取消しに関する事。	2 第16条第1項の規定による許可に関する事。
	3 第32条第1項及び第2項の規定による許可又は認可の内容の変更、制限又は条件の付加及び取消し並びに操業の停止に関する事。	3 第19条の規定による許可証の書換え交付及び再交付に関する事。
	4 第45条第1項の規定による命令に関する事。	4 第20条第1項の規定による許可証の返納の受理に関する事。
	5 第46条第1項の規定による船舶への乗組みの制限及び禁止に関する事。	5 第20条第2項の規定による届出の受理に関する事。
	6 第47条第1項の規定による命令に関する事。	6 第21条第1項の規定による認可に関する事。
	7 第48条の規定による命令及び封印に関する事。	7 第25条第1項の規定による定数の定めに関する事。
		8 第26条第3項の規定による基準の定めに関する事。

		9 第28条第1項第2号の規定による船舶の合計総トン数の定めに関する事。
		10 第28条第1項第3号の規定による漁業の定めに関する事。
		11 第29条第2項の規定による届出の受理に関する事。
		12 第31条第4項及び第5項の規定による届出の受理に関する事。
		13 第41条第1項の規定による許可に関する事。
		14 第44条第1項及び第7項の規定による許可に関する事。
		15 第44条第5項の規定による報告の受理に関する事。
		16 第50条の規定による届出の受理に関する事。
		17 第52条の規定による漁業の定めに関する事。

別表第3 産業経済部の項森林整備課の項森林法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「第34条の2第1項」を「第34条の3第1項」に改め、同課の項分収造林契約に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に改め、同表建設部の項用地課、西村山用地課、北村山用地課及び西置賜用地課の項土地収用法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を次のように改める。

1 第11条第2項の規定による許可に関する事。

別表第3 建設部の項用地課、西村山用地課、北村山用地課及び西置賜用地課の項土地収用法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第6項を第9項とし、第2項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 第12条第1項の規定による通知に関すること。
- 3 第14条第1項の規定による許可に関すること。
- 4 第14条第2項の規定による通知に関すること。

別表第3 建設部の項建築課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項中

			4 第13条の規定による登録事項の訂正等の指示に関すること。	を
--	--	--	--------------------------------	---

			4 第13条の規定による指示に関すること。	に改める。
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に関すること。			1 第5条第2号口の規定による認定に関すること。	

別表第4 第1号の表事務局長専決事項の欄第1項中「学長又は校長専決事項の欄第1項」を「学長又は校長専決事項の欄第1項及び第3項」に改め、同別表第4号の表中

2 児童虐待の防止等に関する法律第11条第2項の規定による保護者に対する勧告に関すること。	を
---	---

2 児童虐待の防止等に関する法律第11条第2項の規定による勧告に関すること。 (身体障害者更生相談所長の専決事項) 1 身体障害者福祉法に関することのうち次に掲げる事項 (1) 第15条第1項の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付に関すること。 (3) 第15条第5項の規定による通知に関すること。 (4) 第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還の受理に関すること。 (5) 第16条第2項の規定による命令に関すること。 2 身体障害者福祉法施行令に関することのうち次に掲げる事項 (1) 第5条第1項の規定による諮問に関すること。 (2) 第5条第2項の規定による請求に関すること。 (3) 第6条第1項及び第2項の規定による通知に関すること。 (4) 第7条の規定による通知の受理に関すること。 (5) 第9条第1項の規定による身体障害者手帳交付台帳の整備に関すること。 (6) 第9条第2項及び第4項の規定による届出の受理に関すること。 (7) 第9条第6項の規定による通知に関すること。 (8) 第9条第7項の規定による記載事項の消除に関すること。 (9) 第10条第1項及び第3項の規定による身体障害者手帳の再交付に関すること。	に改め、「高等技術
---	-----------

専門校長及び」を削り、

1 歳出予算の配当替えを受けた額の範囲内で用地の借入れに係る支出負担行為をすること。	を
--	---

- 「
- 1 歳出予算の配当替えを受けた額の範囲内で用地の借入れに係る支出負担行為をすること。
(森林研究研修センター所長の専決事項)
 - 1 森林法第187条第5項の規定による林業改良指導員資格試験の実施に関すること。
 - 2 林業専門技術員及び林業改良指導員の任用資格の認定に関すること。

に改める。」

別表第5職員研修所の項中

「次長」

を

「副所長」

に改め、同表国民文化祭推進事務局の項を削

り、同表中「及び保健医療短期大学」及び「高等技術専門校及び」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3保健福祉環境部の項環境課の項の改正規定（同項使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第3項並びに同課の項使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第12項から第19項まで、第22項（使用済自動車の再資源化等に関する法律第130条第1項に係る部分に限る。）及び第23項に係る部分に限る。）平成16年7月1日
- (2) 別表第3保健福祉環境部の項環境課の項の改正規定（同項使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項及び第2項並びに同課の項使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項から第11項まで、第20項、第21項及び第22項（使用済自動車の再資源化等に関する法律第130条第2項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）平成17年1月1日

平成16年4月1日印刷
平成16年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056